

令和5年1月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和5年1月20日開会

丸亀市農業委員会

令和5年1月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和5年1月20日（金） 午前9時30分～午前10時5分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 14人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 6. 葛原 忠嗣 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 2. 宮武 雅毅 | 7. 大口 年昭 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 高吉 和博 | 13. 谷本 公紀 | |
| 5. 横井 英明 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 | |

欠席委員 2人

農業委員 2人

4. 石井 廣喜
9. 久米 彰義

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主査 岩崎 正英

主任 中山 弘美

主任 山根 大雅

その他の出席者

議事日程

農政に関する議題

1. 県外視察研修について
2. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 許可後の事業計画変更申請について

報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

令和5年1月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 皆さん、おはようございます。本年もよろしくお願ひいたします。定刻が参りましたので、ただ今から令和5年1月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、本日机の上にお配りしています資料の確認をお願ひいたします。それから、今回は書類を月曜日に送付の手続きをしたのですが、届いていない方、それから届くのが遅かった方がいらっしゃったということで申し訳ありませんでした。それでは、本日の資料として、①総会の次第、それから②農政情報1月号を置いています。それでは、活動記録簿をお出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら出席の記載をお願ひいたします。持参されていない方は、帰宅後記入をお願ひいたします。それから、携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願ひいたします。それでは、会長よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁） それでは、遅くなりましたが、明けましておめでとうございます。今年も、どうぞよろしくお願ひいたします。最近、新聞とかテレビで、エネルギー危機とか食糧危機とか、そういう言葉がたくさん出てくるようになってきました。もし輸入がストップしたら、日本は3000万人しか養えないと聞いていますが、エネルギーが止まれば大きな法人とか大規模農家が痛手を受けます。そういうことで、小規模家族農業を大事にしていかなければならないと思います。1月1日にNHKの特集番組で混迷の世紀というのがありました。フランスのジャック・アタリという著名な学者にNHK解説員がインタビューするという形でした。今世界で気象変動、また深刻な水不足、さらには穀倉地帯での戦争が加わって、食糧不足により世界が大惨事になるということです。食料自給率の低い日本は非常に危険な状態にあると言っています。日本の農家は高齢化して、誰もが農業をしたがらない。このような状況の中で日本はどう生き残るかという、自国で食料を賄うという農業政策に転換しなければならぬと言っていました。農業を魅力的にすること、農家になりたいと思うこと、今後そういう条件を整える必要がある。社会的にも経済的にも、農業を魅力的にしなければ農業はなくなってしまう。具体的に言いますと、農業に利用できる土地を長期的な視点で守っていく。もう一つは、消費者の食に対する意識を抜本的に変えていく必要がある。日本は食に対する甘さがあり、食に対する意識を抜本的に変えなければならぬ。食料自給率を高くしなければなりません、それは農業の分野だけの努力ではできません。私たち農業委員、推進委員は日本の農業を守る、農家を守る、また農地を守るという大きな使命を持っていますので、皆さんで知恵を出し合って、地域の農業を守るために今年もがんばっていただきたいと思ひます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは座って議事を進めます。本日の出席委員は14人で、過半数の方が出席をされていますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、6番葛原委員と7番大口委員にお願ひいたします。農政に関する議題に入りたいと思ひます。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日、農政に関する議題として、議題1「県外視察研修について」です。よろ

しく願います。

●会長（松岡繁） それでは議題1「県外視察研修」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。1月31日火曜日、高知県南国市へ県外視察研修に参加される委員さんにお知らせいたします。研修資料ができていますので、研修参加される委員さんの机の上に茶色い封筒に入れて、お配りしています。資料を開けていただいて、最初の文章をご覧ください。簡単に説明いたしますが、バスの乗り方です。綾歌市民総合センターからバスに乗られる方は8時出発予定ということで、市民総合センターに7時50分までにお集まりいただき、自家用車は市民総合センター建物南側の駐車場に駐車してください。飯山運動公園は8時10分出発予定ですが、8時までにお集まりください。運動公園に入ってすぐの駐車場に駐車していただく予定にして、お願いをしていますので、ただ、管理人が8時からということなので、あまり早く来られたら駐車場が開いていないかもしれませんので、7時45分になったら開いているだろうということです。市役所から乗られる方は、8時20分までにお集まりいただき、旧庁舎跡の駐車場に自家用車を駐車してください。それと、当日の朝に必ず検温していただき、発熱がある場合とかその他風邪の症状が認められる場合は、申し訳ありませんが参加をご遠慮いただきます。下記、局長、私の方、どちらでも連絡いただけたらと思います。それでは、よろしく願います。以上です。

●会長（松岡繁） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） 当日は時間厳守で願います。それでは報告連絡事項に移ります。

報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は12月27日火曜日、大林副会長で、市役所本庁開催分は1月5日木曜日、葛原委員で、綾歌市民総合センター開催分は1月10日火曜日、松岡正雄委員でそれぞれ9時から11時まで行い、飯山市民総合センター相談時に1件の相談がありました。飯山市民総合センターでの相談は、自分で耕作が難しくなった農地の対応についてでありました。対象の農地はずっと相談者が自作をしていましたが、体力的に農業を続けるのが難しくなり、借り手を探していました。しかし、その農地の進入路は、宅地と会社の敷地に挟まれて、軽トラックがぎりぎり通れる幅しかなく、2筆ある奥の田へは、田渡しでの移動となっています。それで、農地機構にも相談しましたが、農業法人が借りて法人の農機具が通るには道幅が狭いとのことでした。そして、その話をしたところ、隣接する農地は管理のみをしていて、その農地に盛土をして進入路として使わせてくれないか、相談者から、隣接農地の所有者へ聞いてみるという話になりました。もしも、それが可能であれば、法人の農機具も通るようになりますので、その結果次第で改めて相談に来られるということになりました。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は1月27日金曜日、谷本委員、市役所本庁開催分は2月6日月曜日、大口委員、飯山市民総合センター開催分は2月10日金曜日、

松岡会長の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁） ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） ないようですので、その他の報告事項はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） 1点報告いたします。先月の総会及び連絡会で、次期新委員候補者の選出に関して現在の認定農業者の名簿はもらえないかとの要望がありました。今回議案書に同封した認定農業者名簿は、12月時点での認定農業者の一覧になります。住所や営農作物、認定期間など、個人情報も入っているので、取り扱いには十分注意いただいて、あくまで委員の手持ちの資料として外に出すことのないように、候補者選定の参考等にお使いくください。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁） この件について、何かご質問党派ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） ないようですので、続いて、農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の土地に関する議題として、

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第5号「許可後の事業計画変更申請について」、

報告として、

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁） それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局長（大西良明君） それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒にご審議よろしくお願いいたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、柞原町・・・面積396.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、飯山町東坂元・・・面積993.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上2件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） 特にないようですので、採決をいたします。本案件整理番号1番から2番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） ご異議ないようですので、議案第1号農地法第3条許可申請2件は原案の通り許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、2ページをお開きください。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は1件です。

1番、柞原町・・・面積566.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域以外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上1件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） 特にないようですので、採決をいたします。本案件整理番号1番の案件を許可相当とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） ご異議ないようですので、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件は、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて、3ページをお開きください。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は7件です。

1番、綾歌町岡田東・・・面積477.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、農家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域以外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、綾歌町岡田東・・・面積320.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、飯山町下法軍寺・・・面積823.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、太陽光発電パネル8基の建築整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番、飯山町川原・・・面積839.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、太陽光発電パネル5基の建築整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4ページをお開きください。

5番、飯山町川原・・・合計面積1,946㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、太陽光発電パネル4基の建築整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

6番、飯山町川原・・・合計面積1,576.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、太陽光発電パネル3基の建築整備を図るものです。申請地は第一種中高層住居専用地域等の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5ページにかけてになります。

7番、飯山町東坂元・・・合計面積1,613.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲6区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上7件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） ないようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から7番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） ないようですので、本案件7件につきましては、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 6ページをお開きください。議案第4号「農地利用集積計画の決定について」です。6ページから24ページにかけて記載しています。

申請件数は、合わせて36件、筆数90筆、面積90,723.00㎡です。

詳細は表の通り通りになっています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えています。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁） ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） ないようですので、議案第4号「農用地利用集積計画の決定」について、36件の各案件については、原案通り処理していくことにいたします。

続いて、議案第5号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、25ページをお開きください。議案第5号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1 番、飯山町東坂元・・・面積 1,365.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和4年3月17日、農業用倉庫1棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、倉庫の規模縮小及び工期延長のため、事業計画を変更したいとの申請がありました。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） ないようですので、議案第5号「許可後の事業計画変更申請」については、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することといたします。

それでは、報告事項に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」は、一括して事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、26ページをお開きください。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」です。報告は3件です。

1 番、金倉町・・・合計面積 2,759.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成28年6月8日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2 番、土器町西二丁目・・・面積 426.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和4年1月25日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

27ページにかけてになります。

3 番、飯山町上法軍寺・・・合計面積 5,148.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和4年11月15日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、28ページをご覧ください。報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は2件です。

1 番、金倉町・・・合計面積 825.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていたものですが、自作のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2 番、飯山町東小川・・・合計面積 1,617.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、親族が耕作するため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） ないようですので、報告事項を終わります。

1月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。最後に事務局から連絡事項申し上げます。

●事務局長（小西） 失礼します。来月の定例総会等の開催日程について、お知らせいたします。まず現地調査ですが、農地の転用等の申請の締切が2月3日金曜日になりますので、土日を挟んで、2月7日火曜日に現地調査を行います。関係される委員には、6日月曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。また、来月の定例総会は2月20日月曜日、午前9時半からこの会場で開催いたします。忙しい時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。次長に代わります。

●事務局次長（大西良明君） 活動記録簿を本日出していただいた方、ありがとうございます。まだの方は、綾歌・飯山市民総合センターとか、またメールとかで提出ください。引き続き記入をよろしく願います。31日は県外研修は時間厳守で、よろしく願います。以上です。

●事務局長（小西） 本日はどうもありがとうございました。

（午前10時5分終了）